

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。（その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。）

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が10月下旬から11月上旬までに本年年金機構から送付されます。

を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

問い合わせ先

姫路年金事務所

☎079・224・6382

年金出張相談開催

姫路年金事務所による年金出張相談を、町内の方を対象に、下記のとおり行います。相談は予約制です。予約受付期間内に、住民生活課に電話で予約申込みをしてください。

【年金出張相談日程表】

開催日時	開催場所	予約受付期間 (土・日・祝日を除く) 8:30～17:15
11月15日(木) 10:00～15:00	サルビア会館 2階 講義室	10月16日(火) 11月9日(金)

予約申込先 住民生活課（内線374）

持参物 年金手帳・年金証書・認印

その他相談内容により必要な書類

*代理の場合は、委任状と本人確認
のできる身分証明書（免許証等）

土地取引の届出をお忘れなく！

10月は
土地月間

■公有地の拡大の推進に関する法律による土地の先買い制度
県や町が、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために、必要な土地を計画的に取得する制度のことです。土地を譲り渡そうとする場合には、町を経由して県知事に届け出なければなりません。（届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、罰則が適用されることがあります。）

届出は土地を譲渡しようとする日の3週間前までにしてください！また、地方公共団体等に対して、土地の買取りを希望される場合には、「申出」をすることができます。

届出が必要な面積

都市計画区域内の都市計画施設の区域内等の土地

200㎡以上

上記以外の都市計画区域内の土地で市街化区域内の土地

5,000㎡以上

申出ができる面積

都市計画区域内の土地 200㎡以上

都市計画区域外の都市計画施設の区域内の土地

200㎡以上

■国土利用計画法にもとづく届出制度

一定面積以上の土地取引をした場合は、契約を締結した日から起算して2週間以内に町を経由して知事に届け出なければなりません。

届出が必要な面積

・市街化区域 2,000㎡以上

・市街化区域以外の都市計画区域 5,000㎡以上

・都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上

問い合わせ先

・兵庫県庁 都市政策課 土地対策室

☎078-341-7711（内線4739）

・福崎町役場 まちづくり課（内線336）

◇ 犬や猫に関するマナーを守ろう ◇

最近、犬や猫に関する苦情が多く寄せられています。

■犬の飼主のみなさんへ

- ・散歩時のフンは必ず持ち帰ってください。フンを置いたままにすると、他の人が大変迷惑します。
- ・犬はきちんとつないで飼いましょう。他の人に危害を加えることがあります。
- ・万一の時のために、首輪に鑑札と注射済票を付けておきましょう。

■野良猫について

- ・絶対にえさをやらないでください。どんどん増えて、他の人に迷惑をかける原因になります。



（住民生活課）

農地の一時転用について

農地を農地以外のものにすることを農地転用といいます。農地の埋め立てなどをせずに、建築資材を農地にそのまま置く場合や、仮設の事務所、表土仮置場にする場合で、その期間が一時的なものであっても、事前に許可や届出が必要になります。

資材置場等に貸してほしいと依頼を受けたときは、その土地が田・畑等、農地である場合は注意が必要です。

無断転用した場合や許可どおりに転用していない場合は、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります。

一時転用の手続きは、一般の申請や届出と同様の手続きが必要となり、許可が出るまでの日数も、一般の申請と同じ期間が必要となりますので、工事に着工される前に十分に時間に余裕を持って申請してください。一時転用の詳しい手続きについては、農業委員会にご相談ください。

注意事項

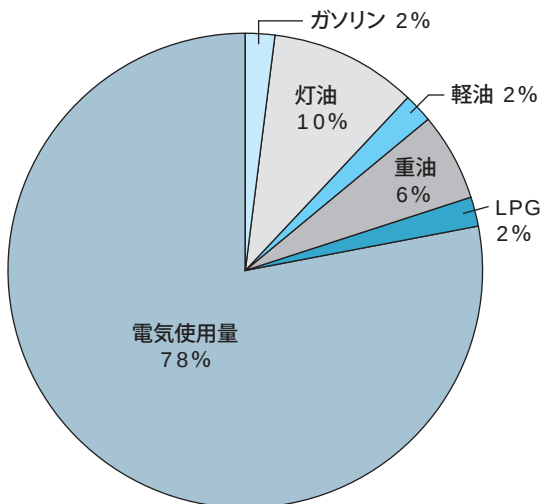
- 事業終了後は速やかに原状回復し、耕作目的に利用されることが確実である必要があります。
- 転用期間、復元方法、復元費用の負担などを明記する必要があります。
- 一時転用中に、農地を復元することなく、通常の転用（永年転用）へと切り替えることはできません。
- 転用する農地が「農業振興地域の整備に関する法律」による農用地区域内にある場合は、あらかじめ農用地区域からの除外手続きが必要となります。
- 農地の一時転用は、最長で3年までのうち、その工事に必要な最小限の期間・面積です。

問い合わせ先 福崎町農業委員会（産業課内・内線394）



第3期福崎町地球温暖化対策実行計画を策定しました

第2期の温室効果ガス排出割合



地球温暖化対策の推進に関する法律にもとづき、第3期福崎町地球温暖化対策実行計画を策定しました。

平成23年度で終了した第2期の計画の結果は、温室効果ガスの排出量を目標値に対して16.7%削減することに成功しています。

第3期計画（平成24年度～28年度の5年間）では、温室効果ガスの排出量の目標値を平成23年度に対して17.5%までに抑えることにしています。

具体的な取り組みとしては、第2期に引き続きエコアクションを徹底するほか、自然エネルギーの積極導入を行う計画にしています。

詳しくは、町ウェブサイトまたは役場閲覧コーナーでご覧ください。（住民生活課）



第2期実行計画結果表

年 度	CO2換算温室効果ガス 排出量 (kg-CO2)	目標率
平成11年度	2,505,174	
平成17年度 (基準年度)	2,798,847	100%
平成23年度 (実績)	2,627,662	93.9%
平成23年度 (実行計画目標)	3,094,226	110.6%

※第2期の目標値を合わせるために対象温室効果ガス全てを計上しています。

第3期実行計画表

年 度	温室効果ガスCO2 排出量 (t-CO2)	目標率
平成23年度 (基準年度)	2,624	100.0%
平成28年度 (計画実行目標値)	3,083	117.5% (対基準年度)
平成28年度 (計画未実行予測)	3,321	126.6% (対基準年度)

※今期から二酸化炭素のみの算出のため、基準年度の数値について、第2期の結果とは差異があります。



「あそびのひろば」

ドレミ 毎月第2木曜日 10:00～11:00
 10月11日(木)・11月8日(木) 八千種研修センター
 ぐりとぐら 毎月第1木曜日 10:00～11:00
 11月1日(木) 文化センター 2階 和室
 (問い合わせ先: ともだちひろば)

～子育て学習講座～

時間のゆとりは心のゆとり

～はやく・もっと・一度にから
 ゆっくり・ゆったり・ぼちぼちの子育て～

日 時 11月14日(水) 10:00～11:30 (受付9:45～)
 場 所 文化センター 小ホール
 講 師 姫路市民児連香寺民児協主任児童委員
 大内和恵さん

自律した子どもを育てるためには、できるようになるまで何度もくり返し伝え、穏やかに「待つ」。それが、大切なポイントのようです。しかし、現実にはなかなかむずかしいものですね。「早く早く」「なんでできないの」と言ってしまうと反省することも親ならみんな経験することです。

この講座では「ママの心がふわりと軽くなる子育てのコツ」を学びます。一度たちどまり、ぼちぼち穏やかに待つゆったりとした時間を見直してみませんか？

(問い合わせ先: ともだちひろば)

身体をいっぱい使ってあそぼう！

にこにこひろばで、お友達と一っしょに身体をいっぱい動かして遊びませんか？大きなトンネル・ボール・フープ・ダンボールなど、いろいろな遊具がありますよ。ピアノの音に合わせてリズム遊びもします。

日 時 10月30日(火) 10:00～11:30
 場 所 にこにこひろば
 対 象 1～3歳の子どもとその保護者
 申込先 にこにこひろば
 定 員 20組

個別相談

毎月第3火曜日 10:00～14:00
 10月16日(火)
 文化センター2階 和室
 個別相談員: 大内和恵
 ※申込は下記の3施設で受付します。

幼稚園って・・・どんなところ？ 親子で一っしょに参観してみませんか？

幼稚園ではどんなことをしているの？幼稚園での子どもたちのようすを親子で一っしょに参観したり、4歳児の律動遊びなどを見せていただく予定です。

日 時 10月29日(月) 9:30～11:00
 場 所 福崎幼稚園 ※おしゃべり会を兼ねています。
 日 時 11月13日(火) 9:30～11:00
 場 所 田原幼稚園 ※にこにこ講座を兼ねています。
 申込先 各日ともおひさまらんど
 定 員 各日とも10組

おとうさんとつくろう！

おとうさん集まれ！おとうさんの出番ですよ！
 親子で一っしょに身近な材料を使って、おもちゃ作りを楽しみませんか？

日 時 11月17日(土) 10:00～11:30
 場 所 にこにこひろば
 対 象 1歳～就学前の子どもとおとうさん
 用意するもの 牛乳パック1000ml 1本
 新聞紙 1日分 レジ袋 1枚
 申込先 にこにこひろば

★第2回 すきっぷひろば

絵本やわらべうたあそびを楽しみながら、子育ての悩みを話したり、お母さん同士で情報交換したりして、ゆったりと過ごしませんか。第1回目とはまた違った楽しい内容を考えていますので、ぜひ、ご参加ください。

★地域支援活動「すきっぷひろば」10・11月の予定

日 程	実施場所	対象地区
10月19日(金)	田口公民館	田口・板坂
10月22日(月)	山崎公民館	山崎
10月24日(水)	馬田公民館	馬田・出屋敷
10月26日(金)	新町公民館	新町
10月31日(水)	高橋公民館	西谷・西治・高橋
11月 5日(月)	長目公民館	長目・中島・上中島
11月 7日(水)	西光寺公民館	西光寺・西野野垣内
11月 9日(金)	加治谷公民館	大門・加治谷・亀坪
11月12日(月)	西野公民館	西野
11月19日(月)	辻川公民館	井ノ口・辻川

※時間 10:00～11:00 対象地区以外の方も参加できます。
 ※10月26日、11月19日はミニディの利用者の方との交流も予定しています。(問い合わせ先: おひさまらんど)

ともだちひろば (西部子育て学習センター)

火～金曜日 9:00～16:00

文化センター2階
 ☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど (福崎子育て支援センター)

月～金曜日 9:00～17:00
 土曜日 9:00～12:00

福崎幼稚園内
 ☎22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば (東部子育て学習センター)

月～木曜日 9:00～16:00

田原幼稚園内
 ☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することはEメール ko-shien@town.fukusaki.ne.jp

ふるさと納税 寄附のお礼

「福岡市ふるさと応援寄附金」(ふるさと納税)への寄附をいただきました。ありがとうございます。(8月分)

寄附者 岡憲吾(神戸市)
寄附金額 20万円

お知らせ

information



文珠荘からのお知らせ

★施設利用について
宿泊のみの利用も可能となりました。

一人でも宿泊していただけますので、ご利用ください。
定休日は毎水曜日です。

★臨時休館日

10月16日(火)
11月20日(火)

★年末・年始の休館日

12月30日(日)～1月4日(金)

★予約申込は、利用日の属する月の2か月前の初日から予約できます。(25年1月中の利用は11月1日からの予約となります。)

なります。)
★風呂のみの利用者は、10時から20時までに入館してください。石けん、タオルは各自ご持参ください。

(石けん、シャンプーは50円で販売しています。)

★文珠荘へは、巡回バスの利用をお勧めします。

文珠荘 ☎22・4051

(健康福祉課)

幼稚園入園受付のお知らせ

平成25年度幼稚園入園を希望される方は、次のとおり受付を行いますので、幼児同伴でお越しください。

日時 11月7日(水)

13時～16時

場所 各校区の幼稚園

対象児 平成19年4月2日～平成20年4月1日に生まれた福岡市在住の幼児で、入園を希望する方

※田原幼稚園及び福岡幼稚園の短時間部(幼稚園部)の受付も同様に行います。

持参品 筆記用具 印鑑

問い合わせ先

教育委員会 学校教育課

(内線252)



産業活性化緊急支援事業(住宅改修助成制度)をご活用ください！

町内の施工業者を利用し、住宅等の修繕、補修等改修工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。

対象者 町内に居住し住民登録がある人

補助の対象となる住宅

・対象者が所有し、自己の居住の用に供している町内の住宅

及びこれに付属する施設
・集合住宅は対象者の専有部分併用住宅は住居部分のみ

対象となる工事

町内に本店がある施工業者(福岡市競争入札等参加資格登録業者に限る)を利用して行う改修工事に要する経費が20万円以上の工事

※該当業者であるかは産業課へお問い合わせください。

※太陽光発電等省エネ改修工事も対象です。

補助金額

工事に要する経費の5%に相当する額以内で5万円を限度(1000円未満の端数切り捨て)

対象期間

平成26年3月31日まで

補助の回数 同一住居または同一人について1回

申請手続

改修工事の着工前に、補助金交付申請書に事業計画書・

猫の引取日のお知らせ

猫の引取日のお知らせ
兵庫県では、毎月1回、猫の引き取りを行っています。

猫の引取日

10月23日(火)
11月27日(火)

生ごみ処理容器・処理機を使って ごみ減量化に取り組んでみませんか

生ごみ処理容器・生ごみ処理機の購入費用について、町が半額補助します。

	補助限度額	申請数 (1世帯につき)	申請に必要なもの
生ごみ 処理容器	2,500円	2基まで	印鑑・領収書(口座振込を希望する場合は通帳)
生ごみ処理機 (電気式)	20,000円	1基まで	印鑑・領収書・保証書・製品のカatalog(口座振込を希望する場合は通帳)

※過去5年以内に、この補助を受けた方は対象となりません。

※上記のものを持参のうえ、住民生活課へお越しください。

問い合わせ先 住民生活課(内線373)

12月25日(火)

引取方法

当日の朝8時30分から10時までに、役場住民生活課まで持参してください。

料金

飼い猫の引き取りには、料金がかりません。

・成猫1匹につき

1700円

・子猫10匹までにつき

1700円

※猫の捕獲は行っていません。

(住民生活課)

兵庫県最低賃金が改正されました

兵庫県最低賃金が10月1日に改正され、時間額749円になりました。

最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

繊維工業外8件の特定（産業別）最低賃金については、12月1日に改正されます。

詳しくは、兵庫労働局労働基準部賃金課（☎078-367-9154）または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

養護老人ホーム福寿園
宿直業務求人募集
勤務 3日に1回（月10回程）
資格 特になし
時間 17時30分～8時または17時30分～8時30分
年齢 概ね60歳～68歳
性別 女性に限る
※（公）中播磨広域シルバー人材センターに登録していただきます。
問い合わせ先 福寿園（☎22・0412）またはシルバー人材センター（☎23・1811）

ふれあいの祭典 中播磨ふれあいフェスティバル
銀の馬車道でつなぐ人と地域の輪
ふれあいの祭典は毎年1回、秋に開催される県民のお祭りです。

今年は、姫路市を会場に、兵庫の「当地グルメの祭典」「姫路食博2012」と一体的に開催します。

秋の一日、ご家族おそろいで、ぜひお越しください！
開催日時 11月10日（土）・11日（日）
10時～16時
開始場所 大手前公園、家老屋敷跡公園ほか（姫路市本町）

問い合わせ先
○兵庫県県民生活課
☎078・362・3993
○兵庫県中播磨県民局県民室
☎079・281・9196

「第40回いなみ野祭」ふれあいフェスティバル開催
今年は40周年という記念すべき大会として開催します。
地域のみなさんとのふれあいの場として、より多くの方々の交流を通じて、お互いの理解を深めるとともに「いなみ野学園」を知っていただくことを目的としています。ぜひお越しください。

日時 11月10日（土）・11日（日）
両日とも10時～15時
場所 兵庫県いなみ野学園（加古川市平岡町新家）

内容
・クラブ・サークル活動の発表（絵画・書道・陶芸他）
・演芸大会・アトラクション
・チャリティバザー
・陶芸品・花・野菜類の販売
・保育園児の演奏
・中学校音楽部のマーチング・演奏

問い合わせ先
兵庫県いなみ野学園
☎079・424・3342

調停無料相談会開催

調停委員が、調停の利用の仕方、手続きなどについて、相談を受けます。

日時 10月24日（水）
10時～16時（先着順）
会場 姫路労働会館 3F大ホール

相談内容（例）

- ・土地・建物のもめごと
- ・近隣とのもめごと
- ・サラ金・クレジットの返済
- ・訪問販売・通信販売の支払

- ・夫婦関係（離婚）
- ・財産分与・年金分割

問い合わせ先
神戸地方家庭裁判所姫路支部
☎079・223・2721

JICA海外ボランティア秋募集

独立行政法人国際協力機構（JICA）では、自分の持っている技術や経験を活かして開発途上国の発展に貢献したいと考えているボランティア精神に富んだ人を募集します。

- ・募集期間 11月5日（月）まで
- ・青年海外協力隊 満20歳～満39歳
- ・シニア海外ボランティア 満40歳～満69歳

問い合わせ先
公益社団法人 青年海外協力協会
☎06・6375・2224
ホームページアドレス
<http://www.jica.go.jp/kansai/enterprise/volunteer/index.html>

商店街の空き店舗で商売を始める方へ

商店街新規出店・開業等支援事業のご案内

地元住民が利用する商店街や小売市場の空き店舗を解消し、集積を高め活性化を図ることを目的とした事業です。

助成額 店舗賃料や内装工事費の1/3（1年目は150万円、2年目は50万円を上限とする。）

対象となる業種など、条件がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先
○福崎町商工会
☎22・0558

○（公財）ひょうご活性化センター事業推進部 商業支援課
☎078・291・8171

「福崎町お知らせシステム」をご活用ください



防災行政無線による放送の内容を、放送と同時に福崎町ホームページに掲載し、希望者に電子メールで配信しています。メール配信を希望する方は、福崎町ホームページから登録してください。

※メール受信にかかる通信料は、受信者の負担となります。

※QRコード（携帯電話用読み取りコード）でも登録できます。読み取りのできる携帯端末をお持ちの方は、ご利用ください。

